令和８年（フ）第２４０９号
愛知県瀬戸市西寺山町135番地の２　イリーデウーノ103
債務者　佐藤　剣史
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１１号
名古屋市中区松原２丁目22番30号　トーカンマンション松原602号
債務者　横田　真美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８１号
愛知県豊明市新栄町４丁目37番地　ハモック新栄105号
債務者　安井　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１９号
愛知県東海市荒尾町仲田51番地
債務者　加藤　彰恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８６号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　誠和荘、申立時の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　新宮坂荘
債務者　渡邉　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６９９号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海14番地の１　県営古鳴海住宅１棟308号
債務者　中村　慶幸
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０号
愛知県一宮市泉２丁目13番９号　コーポ大文２－Ｃ
債務者　峰　　一冴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３２号
新潟県長岡市福道町683番地21
債務者　高橋　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
新潟県長岡市大山３丁目４番地３　第２いずみ荘
債務者　中川　　充
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
愛知県豊川市赤坂町西縄手99番地　パエーゼアチェロ201号
債務者　三村由香利
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５４号
愛知県蒲郡市清田町小栗見24番地
債務者　輪方　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１２号
三重県伊勢市大湊町264番地42
債務者　前山　宗弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―210号
債務者　坂井　由佳
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４７号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―1001号
債務者　野田　彩佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８６９号
北九州市小倉北区若富士町６番19―502号
債務者　大田　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４号
栃木県大田原市新富町２丁目４番18号　光ハイツ１－Ｃ号
債務者　大森　茂雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１６４０号
さいたま市桜区西堀３丁目５番13号701
債務者　兼次　真子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係